

# 古代越中国と越後国の国境「神濟」の所在について

藤 田 富士夫

## はじめに

筆者は、本誌前号で「越中国式内社『神度神社』と『神濟』の所在について」考察した<sup>(1)</sup>。『令義解』や『令集解』の「神濟」を、『延喜式』（卷第十）神名帳の「越中国新川郡」の冒頭に記された「神度神社」と関連付けて論じた。式内社「神度神社」は、今日、所在不詳であるが富山県下新川郡朝日町宮崎の「鹿嶋神社」がその後継であろうとした。

かかる考定は鹿嶋神社が沖合約800mにある「沖ノ島」に鹿嶋の神が降臨したとする社伝を有している事や、現地景が白波走る「神渡り現象」を具現しているのを根拠としている。そこでは先学による有力説とされる「境川説」や「親不知説」を取り上げて、いずれも難があるとした。

その抜き刷りを木本秀樹氏にお送りしたところ、筆者が批評した以外に、「神濟」を信濃川や阿賀野川の河口域に比定する浅香年木氏や荒井秀規氏による先行説がある事をご教示頂いた。前稿では、越中国式内社の所在地の比定を主眼としていたので、それらへの目配りが手薄となっていた。本稿では、それらの不備を補うと共に前稿の補論を行うものである。

## 1. 神濟の信濃川・阿賀野川河口域説について

### (1) 史料と問題の所在

「神濟」は『令義解』と『令集解』に出て来る。

『令義解』（卷七公式令）朝集使條は次のように記している。「凡朝集使。東海道坂東。【謂。駿河興相模界坂也。】東山道山東。【謂。信濃興上野界山也。】北陸道神濟以北。【謂。越中興越後界河也。】山陰道出雲以北。山陽道安藝以西。南海道土佐等國。及西海道皆乘驛馬自餘各乘國馬。【謂。賃乘民間准折雜徭即以一日馬力折一日人徭也。】<sup>(2)</sup>

また『令集解』（卷第卅四公式令）朝集使條は次のように記している。「凡朝集使。東海道坂東。【謂。駿河興相模界坂也。釋云。須流河興桑花界内。】東山道【跡云。奈加津道。】山東。【謂。信濃興上野界山也。釋云。科野興上毛野界山。】北陸道【跡云。北道。】神濟【謂。越中興越後界河也。釋云。高志道中興道後界。】以北。山陰道【跡云。疏止毛。】出雲以北。【古記云。問。山陰道從誰國乘驛答。從出雲在乘限。】山陽道【跡云。影友。】安藝以西。南海道土佐等國。【穴云。於南海道只土佐國乘驛耳。】及西海道。皆乘驛馬。自餘各乘國馬<sup>(3)</sup>。

両史料に現れる「神濟」について、信濃川・阿賀野川河口域説が重視するのは、平安初

期の勅撰史書である『続日本紀』大宝2年(702)3月の「越中国の四郡を分けて越後国に属く」とする記載である。いわゆる「越中四郡分割」である。「四郡」は頸城・古志・魚沼・蒲原とされている<sup>(4)</sup>。

史料では、「北陸道神済以北。【謂。越中興越後界河也。】」とあって、国境に神済が所在するとされている。従って、史料の「神済」が大宝2年3月以前を示しているとすれば、その所在は阿賀野川・信濃川河口域(第1図のX)となり、それ以降であれば今日の新潟県(越後)と富山県(越中)との境界域(第1図のY)となる<sup>(5)</sup>。

## (2) 浅香年木氏による研究

浅香年木氏は「神済」について、『令義解』は「謂。越中与越後界河也」、『令集解』所引の令釈は「高志道中与道後界」の如く、越中と越後の境界を指すことを主張している。「済」は「津」と同義であり、この「神済」の存在は、同条の山陰道の項に古記が引用されていることより推して、大宝令制に遡ることは疑いなく、「神済」の成立が七世紀末に遡り得る可能性をもつと想定された米沢康氏の諸説は、十分な説得力をもつと考えられる。ただし、「神済」を親不知付近に比定される米沢説に対しては、八世紀初頭に限り、越中と越後の旧国境をなした信濃川・阿賀野川の河口付近に想定する考えも成立し得る。)としている<sup>(6)</sup>。

## (3) 荒井秀規氏による研究

境川説や親不知説に対して、「諸説が論じているのは養老令文の『神済』であって、大宝令文の『神済』ではない」とし、「養老朝使条は施行時には空文なので、検討すべきは大宝朝使条であり、その際には、『続日本紀』大宝2年(702)3月条が考慮されねばならないとする。「越中・越後国境は大宝令制定後にX(第1図)蒲原・沼垂郡域(阿賀野川・信濃川下流域)からY新川・頸城郡境(親不知・境川)に西遷している」、「『神済』は令釈が『高志道中与道後界』とする大宝二年以前の国境Xであった」と説いている。これによって、『令義解』にいう「界河」とは蒲原・沼垂郡境でもある信濃川と阿賀野川の大河二大河口域を指し、『神済』の『神』とは弥彦神のことであろう」とし、「蒲原の語源を『神原』とする説が想起され、また蒲原郡内とされる伊神駅の駅名が改めて注目される」と示唆を含めて説いている<sup>(7)</sup>。荒井氏は諸国遠近制なども視野に入れて論じているが、筆者にはそれを評する力量がないのでここでは触れ得ない。

## (4) 木本秀樹氏による研究

〈養老令の官撰注釈書である『令義解』の義解には、東海道の坂の東とは、「駿河と相模

との界の坂」、東山道の山の東とは「信濃と上野の界の山」、そして北陸道の神の濟とは「越中と越後の界の川」としている。惟宗直本の私撰注釈書である『令集解』に引用された、延暦年間と想定される「令釈」では、神の濟を「高志の道の中と道の後との界」としている）とし、藤原京（694～710年）出土の木簡に「高志国」や「高志前」、「道」とあることに留意する。神濟を「高志道中」、「高志道後」用法の時代とする荒井秀規説を注視すべき見解としている<sup>(8)</sup>。

## 2. 信濃川・阿賀野川河口域説を検討する

### (1) 「令釈」による「高志道」

史書の成立順は『令義解』（829年編纂開始）→『令集解』（貞観（859～877）年間前半以前の成立）である。『令義解』は、特に「令釈」を参考としたところが多く、『令集解』はその『令義解』を基に成立している<sup>(9)</sup>。

『令集解』に引用された「令釈」（史料では「釋云」と記す）に「神濟【謂。越中興越後界河也。釋云。高志道中興道後界。】」とある。「謂。」は『令義解』による解釈で、これに「令釈」の注釈を添えている。「令釈」は『令義解』や『令集解』に多くの影響を与えている。それは延暦6～10年（787～791）の間の成立とされ伊余部連家守（～800）かその門弟の作とされている<sup>(10)</sup>。

『令義解』が編まれた頃には既に存在していた「令釈」に記されていたであろう「高志道中興道後界」を『令義解』が採用していないのは、当時「越中」、「越後」国名が確立していたことによるのだろう。逆に、なぜ『令集解』が死語ともなっている表記を採用したかが疑問として残る。

迂遠な説明を重ねるが「高志国」から「越国」への変遷を概観しておきたい。『日本書紀』天武天皇12年12月に「諸国の境界を限分ふ」とある。かかる「国境確定事業」は天武14年（685）に完成した。これによって、「越前」〈こしのみちのくち〉・「越中」〈こしのみちのなか〉・「越後」〈こしのみちのしり〉の三国分立が成った。この後の藤原京（694～710年）の木簡には「高志国利浪評」などとある。『日本書紀』（720年成立）は、「高志」を「越」字で表記しているが、「国境確定事業」当時の表記は「高志前」、「高志中」、「高志後」であった。この後に大宝2年（702）の「越中四郡分割」となる<sup>(11)</sup>。

さて「令釈」が成立した時代の国名表記は「越」である。それにも関わらず「高志道中」や「道後」として、「高志」+「道」としているのは、薄れつつある古訓を重視する姿勢があったのかもしれない。『令集解』の成立期にあって、神濟の所在はあくまでも「越中興越後界河也」である。訓の解説として「令釈」を引いているとも解せられる。

なお「釋伝」では「駿河」を「須流河」とし、「信濃」は「科野」と表している。

小林昌二氏は、『古事記』では、すべて「科野」とあることに對し、『日本書紀』は、齊明六年是歳條の「科野」の一例を除き、すべて「信濃」に書き換えている、「科野」は天武・持統朝の記載法であり、「信濃」は大寶律令制定に伴うものと考えられる、「藤原京朝堂院回廊東南部から出土した「高志前」の墨書は、北陸道の「高志」が前、中、後、若狭、佐渡に分割された以後に記述されたものと考えられる、「高志国」の分割は、六七八年以後であり、その表記は「越国」でなく「高志国」であり、分割後も「高志前」などのように「高志」で表記していた」としている。そして『越』字への変更は、時期的には大寶律令の施行が考えられてよい」と説いている<sup>(12)</sup>。『古事記』ではすべてが「高志」で、『日本書紀』では「越」字に統一している。

多くの研究者は「令釈」を養老令の注釈書としている。神野清一氏は「集解の世界は多く当時の法家たちの觀念論の世界であることを忘れてはなるまい」としている。大寶令の情報も含んではあるが、それが作成されたのはあくまでも養老令の注釈書としてである<sup>(13)</sup>。そもそも「令釈」は諸家が伝える古記録の採録書ではなく、各所に「師」の説によればといった記述がみえる。かかる「令釈」に「高志道中興道後界」があるからといって、それが大寶2年以前の「越中国」、「越後国」の領域へと波論するほどの史料性をもつとは思えない。また藤原京関連の「高志」木簡では、「高志国利浪評」や「高志口（国カ）新川評」などは見えるが、「高志道中」や「高志道後」の表記法は見られない。なぜ先行する『令義解』が「令釈」の当該箇所を採用していないかを含めて、「令釈」の作成姿勢などを知りたいところである。筆者は後世に成立した「令釈」（延暦6～10年）の表記を基準とした神濟の所在論に疑問を感じている。推察の域を出ないが「令釈」には『古事記』などを基本とした古訓を尊重する編集姿勢があるのかもしれない。『令集解』の「令釈」引用は、「神濟」の説明というよりは、古訓重視からのものであった可能性を考えておきたい。

## （2）「神濟」の「景」から

荒井秀規氏は、「神濟」を新潟県東部域の信濃川・阿賀野川河口域に想定し、「神濟」の「神」とは弥彦神のことであろうとしている。古代において両大河川の河口は合流しており格段に広大なものであった。また往時の信濃川河口は、現在地よりはかなり西に寄っていたとされている<sup>(14)</sup>。

故に今日では、その景観を実見することは出来ないのであるが擬景として阿賀野川と信濃川の河口を訪ねてみた（写真1・2）。その流れは穏やかであって列島有数の大河観を示している。古代の国津（蒲原津）が当地域にあり、古代北陸道の蒲原郡と沼垂郡とを結ぶ幹道もほぼ当地に想定されている。そこは人々が往来する「渡し場」としての機能をもっていると一般的に想定されがちである。

ただ筆者はそこを「神濟」とする事には同意できない。「神濟」とは「神の渡り」を意味しているからである。そこは神が支配する場所であり、神が領いている場所である。かかる神威について、『万葉集』から拾ってみる。

足柄の み坂畏み 曇り夜の 我が下ばへを こちでつるかも (巻14-3371)

「足柄の神の恐ろしさに、曇り夜のように じっと秘めていた思いなのに、つい口に出してしまった」と口語訳されている。「み坂畏み」とは境の峠には恐ろしい神がいると訳されている<sup>(15)</sup>。『令義解』に「東海道坂東。【謂。駿河興相模界坂也。】」とあるのが「足柄のみ坂」である。

また、直截に「神之渡」を詠んだ歌が2首ある。巻13-3335と3339である。ここでは3335歌を紹介しておきたい。

玉杵の 道行き人は あしひきの 山行き野行き にはたづみ 川行き渡り いさなとり 海道に出でて 恐きや 神の渡りは 吹く風も 和には吹かず 立つ波も 凡には立たず とる波の ささふる道を 誰が心 いたはしとかも 直渡りけむ (巻13-3335)

この「神の渡り」は「恐ろしい神の支配する海峡(瀬戸)。しばしば海難事故の起きる難所。船で渡るので、『渡り』という」と解説されている<sup>(16)</sup>。筆者は、かかる「神之渡」の現地比定を行い、岡山県笠岡市の大飛島遺跡とその前方に大潮の日に出現する砂洲に関わる歌とした。仔細は別稿にゆずるが、「神之渡」や神が支配する領域は、「畏み」の地なのである<sup>(17)</sup>。2018年2月2日に2013年1月以来5季ぶりに出現した長野県諏訪湖の「御神渡り」もバシーンという大音響とともに波しぶきが立ち上がり氷柱が走行したのである。「畏み」を伴っている。このような視点から「神濟」を、たおやかな信濃川や阿賀野川の河口に比定するのは難があると思っている。

### (3) 弥彦神の来臨から

彌彦神社は旧国幣中社であり御祭神を天香山命、またの御名を高倉下命であるとする。『延喜式』神名帳では越後国蒲原郡「伊夜比古神社 名神大」と記されている。社伝によれば天香山命は神日本磐余彦尊(神武天皇)の東征の際に賊軍征伐に大功を立て、「のち詔により、日本海の荒波を乗り越え、越の国に渡られ米水浦(新潟県三島郡寺泊町野積)の浜に上陸された後、弥彦山の東麓に宮居して、付近一帯を鎮撫し、住民に漁業、製塩、農耕、酒造等の術を授けて越後の国づくりに力をつくされた」とされている<sup>(18)</sup>。

天香山命の上陸の様子について、彌彦神社の縁起類の中でも最も古いとされる文明3年(1471)写しの奥書が記された『古縁起』では「越後州ノ米水浦奥ニ七日ノ間浮ンデ、光明浪ヲ照ラシ、異香空を薫ス、其ノ時海人コレヲ恠レテ時々コレヲ拜シ奉リ、奇異不思議トモ多カリキ、其ノ後太子之浦ト云フ所ニ御着岸アリテ、シカルベキ靈地ヲ御尋ネ御座ス

ト云フ、其ノ地ヲ未ダトワズ、程ヲヘテ後、御夢想ノ御告ニヨリ、御迎ニ参リ 其ノ末ハ今坂上ト申ス河内ノ一類コレナリ」としている<sup>(19)</sup>。

すなわち彌彦神社のご祭神は当初は、米水浦の海上にあって「光明浪ヲ照ラシ」の現象を示し、後に太子之浦（今日の野積浜・写真3・4）へと上陸したのである<sup>(20)</sup>。

それを「御迎ニ参リ」とあるように神迎えしている。彌彦神の来臨の地は米水浦である。彌彦神が信濃川河口や阿賀野川河口域と密接に関わっている形跡を管見にして知らない。

#### （４）彌彦神社の神領から

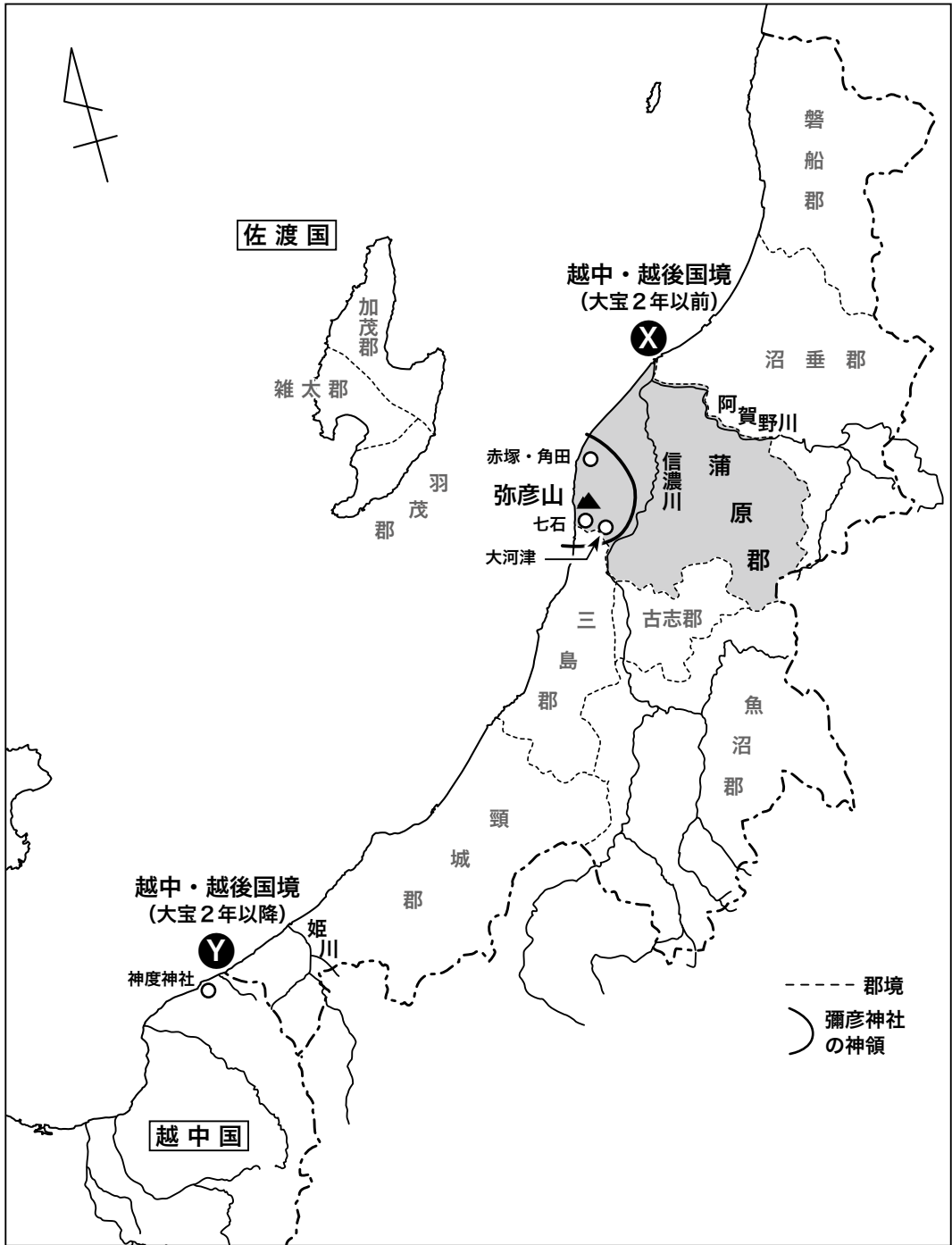
彌彦神社の古縁起を示すとされる『弥彦縁起断簡』がある。記載年次は不明だが遅くとも鎌倉期以前あるいは平安期に書かれたとされている<sup>(21)</sup>。これには勅願社と神領について、「右当社八元明天皇ノ御勅願社ノタメ御寄進ノ御神領ヲ示頭給フコト 四方ニ至リ示ス東限ハ信濃河南限ハ大河津七石曾利榎> 洪田橋< 加津毛河> 西限ハ塩津 北限ハ赤塚角田佐鴻尻」と見える<sup>(22)</sup>。また、彌彦神社史を研究する岡眞須徳氏は、「人皇四十三代元明天皇の勅命によって神領の境を定められ、『東は信濃川を限り百八十町、西は海上まで式百四十町、南は大河津村七ツ石村曾利榎村洪田橋加津茂川を限り式百八拾町、北は赤塚・角田浜・佐鴻尻を限り百五拾町、いずれも本社を去ることこのようである。』また、和銅四年（七一）本社、末社造り改むべき勅命あり、佐渡国より宮木を引き、養老三年（七一九）御遷宮あったと伝えられている」としている<sup>(23)</sup>。

ここに記された神領境は彌彦神社を中心にほぼ半径 15 km 圏内に及んでいる（第 1 図）。ただし信濃川・阿賀野川河口域までは、圏外さらに 15～20 km（今日の新潟港まで）の距離となる。神領から見た信濃川は四方の「東限」と記されており、今日の三条市や白根市域を流れる「中流域」を指している。彌彦神社における河川意識は、かかる東方へと向いているのである。神領の視点から見ると、信濃川河口域や阿賀野川河口域への彌彦神社に関わる「神濟」の設定は根拠に欠けるように思われる。

#### （５）蒲原の「神原」説について

古代越後に蒲原郡がある。『続日本紀』大宝 2 年（702）3 月 17 日条は越中国より四郡（頸城・古志・魚沼・蒲原）を分けて越後国に属させたと記す。かかる蒲原郡は長い間一郡を成してきたが、明治 12 年（1879）4 月に至って北、中、南、西蒲原郡の四郡に分割された<sup>(24)</sup>。その範囲は、「越後国のほぼ中央、阿賀野川以南、西は信濃川河口から国上山にいたる海岸線、東は信濃川下流一帯をさし、現新潟市・中蒲原郡・西蒲原郡・南蒲原郡・新津市・五泉市・白根市・加茂市・三条市・燕市を含む」とされている<sup>(25)</sup>（第 1 図）。

さて蒲原呼称を「神原」とするのは元禄 9 年（1696）9 月の年号が記された「伊夜比古



第1図 越中・越後・佐渡国と蒲原郡

(井上鋭夫『県史シリーズ 15 新潟県の歴史』山川出版社 1984年を参考に作成した。)

縁起聞書」にみえる。「蒲原郡櫻井郷 蒲原ハ神原ナリ一宮ノ鎮座所ナルハ尤もナリ郡ハ國ノ内ワケテ地頭トナル所ヲ一郡トスル庄ト云ハ後二一江ト云ヨリ里ヲ十合シ庄ト云櫻井郡ハ所ノ名ナリ謂所分明ナラス」とある<sup>(26)</sup>。

神原説は、「伊夜比古縁起聞書」に出て来る事から、それは彌彦神社によって想定されたことがうかがえる。ただし広域に及ぶ蒲原郡にあって、それが地域の民間伝承として語られた形跡はない。なお、『和名類聚抄』には、越後国「蒲原郡」があり、また駿河国廬原郡に「蒲原郷」がある。いずれにも「カンハラ」の訓が振られている。荒井氏が蒲原郡内に所在する「伊神駅」の駅名について、伊夜比古神に限定できるものではなく古代では同じ地名が他所でも出現するといった浅井勝利氏の研究を念頭に置いて示唆されているが、同様の理由で「カンハラ」もまた弥彦神の「神原」に由来する地名であるかについて史学的検討が必要となる。なお駿河国での蒲原についての由来を探索しているが未だ「神原」とする所伝に接していない。蒲原の神原由来説は「伊夜比古縁起聞書」の史料的検討からなされるべきと思われる。

### 3. 「神濟」の所在について

#### (1) 来臨する神と道

まず筆者が想定する「神濟」について述べておきたい。富山県下新川郡朝日町宮崎に鹿嶋神社が鎮座する。明治2年(1869)3月の「社号帳」によれば、ご祭神は鹿嶋明神(武甕槌命)とある。ご祭神について「右當社明神者往古坂東鹿嶋と申所より當浦沖之嶋江降臨被為在候而、獵師(注…漁師カ)共江色々御託宣有之候ニ付初而今之明神林ニ社殿ヲ建、御鎮座奉成」とし、「沖ノ島」への降臨を伝えている。「沖ノ島」への降臨伝承がいつころからのものかは未詳ながら鹿嶋神社では重要な由来として代々伝えられてきている。

鹿嶋神社の参道はまっすぐに沖へと向かっている。そこには沖から海岸に向かって「沖ノ島」、「中ノ島」、「辺ノ島」といった三位一体となった岩礁帯がある(写真5・6)。それはやや波浪の強い日には「海面に白波走る」現象を成している(写真7)。神社のご祭神は先端の「沖ノ島」に降臨し、それは明神林の「奥の院」(本殿トモ)に祭られたのである(写真8)。かかる奥の院は明神林が富山湾へと突出する先端部にあって、神社参道から仰ぐと三輪山型神体山の威容を重ねることができる。

筆者は前稿で、この現象に長野県諏訪湖の厳冬期に出現する「御神渡り」を重ね合わせ鹿嶋神社に向かって走る白波を「神渡り」と想定した。それは「神渡り」現象であり、『延喜式』(巻第十)神名帳の「越中国新川郡」の「神度神社」は、今日の鹿嶋神社の前身であったと説いた。合わせて「神濟」は、「神度神社」にその名を留めていると解したのである<sup>(27)</sup>。





写真1 阿賀野川河口の風景



写真2 信濃川河口の風景



写真3 海域から見た野積浜と弥彦山



写真4 弥彦山から見た野積浜と海域



写真5 御祭神の降臨地と伝える沖ノ島  
(中央右岩礁)



写真6 中ノ島と明神林 (中腹突端)



写真7 中ノ島に白波走る (2017.11.20)



写真8 鹿嶋神社と明神林  
—山頂に奥の院が鎮座する—



写真9 三保の松原と富士山



写真10 御祭神の降臨地と伝える羽車神社  
—近くに羽衣の松がある—



写真11 「神の道」の南端



写真12 「神の道」を北進すると御穂神社  
へと至る

## (2) 水平来臨する神々

静岡市清水区三保の砂丘帯を成す「三保松原」に御穂神社が鎮座している。ご祭神は大己貴命と三穂津姫命である。神社から南方へ一直線に松並木が延びる。長さは約520mある。絶えたところに砂丘帯があり、それを越えると無数の松が展開しており、その中にひととき大きな「羽衣の松」がある。そばには御穂神社の別宮羽車神社が鎮座しており、御穂神社では「ご祭神が降臨された地」と伝えている。前面に駿河湾が広がり、湾の向こうに霊峰富士山が優美な姿を見せている（写真9～12）。

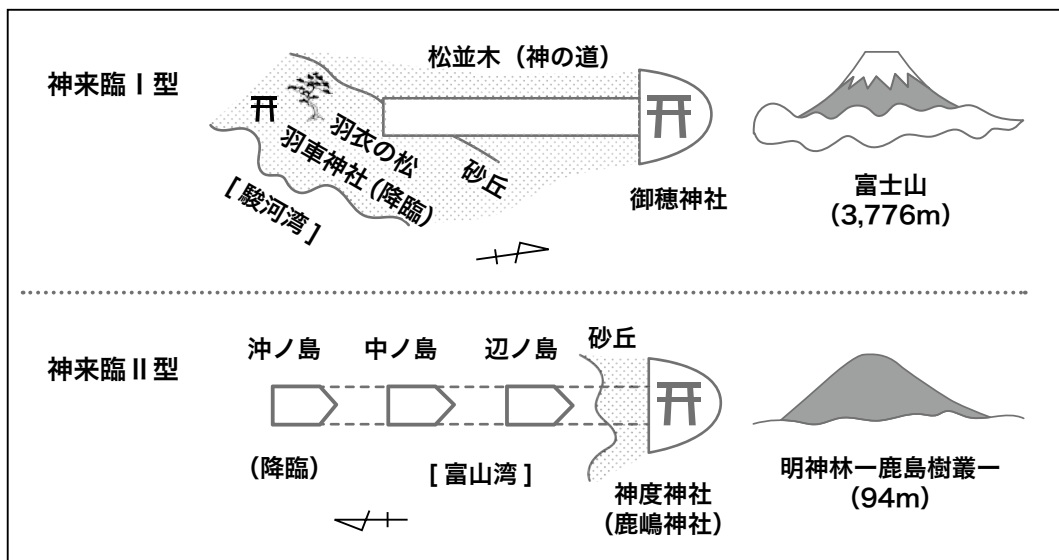
野本寛一氏は、御穂神社から羽衣の松へと至る直線を成す松並木を「神の道」と見立てて、「羽衣の松こそは、常世神の依り代なのである。羽衣伝説をこの地に定着させる核となったのは、神迎えの松だったのである」、「松並木は常世の国から神が来臨する『神の道』なのである」としている。御穂神社では、毎年2月14日の夕刻に筒粥神事が斎行されている。羽車神社・羽衣の松の海辺で神迎え神事を行い、のち境内斎庭にて粥を炊き上げて竹筒に入る粥の分量で、その年の農業、漁業、経済の吉凶を占っている<sup>(28)</sup>。同氏は、「春日大社の影向松は、天上から神が下りてくる垂直来臨型であるのに対し、羽衣の松は、海の彼方から神が寄りくる水平来臨型である」とし、この二つの認識の相違は信仰環境論の視点から特に注意しなければならないと説いている<sup>(29)</sup>。

このパターン認識は、古代の来臨型の理解について有効である。坂江渉氏は、長くのびた砂嘴や砂丘には神が宿ると説いて、砂丘に営まれた神社や祭祀遺跡を理解する上で新視角を開いた<sup>(30)</sup>。

砂丘は海浜に発達している。「長くのびる」砂丘の現象と神の来臨のタイプが古代信仰の一構造を成していることが見えてくる。野本氏が設定した水平来臨型に、富山県の神度神社（鹿嶋神社）の様態が重なってくる。ただそのままでは無く「神の道」は「海面を走る白波」の連結体として具現してくる。ここでは砂丘を走る直線道（松並木）によるそれを「水平来臨Ⅰ型」とし、海面を走る白波の直線の連結体を「水平来臨Ⅱ型」に分類し今後の当該研究に備えたい（第2図）。

### （3）祭祀遺跡との関係性

鈴木景二氏は『令義解』などによる「古代交通路における境界の把握の仕方が東国と西国とで異なっている。西国はいずれも国単位で区切られているのに対して、東国への三国はいずれも特有の呼称によって区切られているのである。東海道の坂は足柄峠路、東山道の山は碓氷峠路とみられ、いずれも祭祀遺跡の残る列島規模の境である」、「それらと並列する北陸道の『神濟』も、呼称からみて祭祀を伴う列島規模の境界地帯と考えられる」とし、越中新川郡に式内神度神社があることなどをあげて、「神濟とは新川郡北部から越後国頸城郡南部にかけての親不知部分の沿岸のみを、船で迂回する（渡る）航路を指すと解するのが妥当である」と説いている<sup>(31)</sup>。



第2図 神の水平来臨型祭祀構造の概念図

鈴木氏が述べる祭祀遺跡で言えば、足柄坂では、足柄峠頂上付近で奈良～平安時代の土師器や須恵器が出土しており、坂詰秀一氏は「土器底部の木葉圧痕」の土器を「天手袂（あまのたくじり）」であろうと想定して、「足柄のみ坂における手向けの痕跡」としている。なお山麓でも手向けの痕跡が認められるとする<sup>(32)</sup>。また（古）東山道では2,000点近い石製模造品を出土した「入山峠祭祀遺跡」がある。拙稿による北陸道「神濟」の重要地である鹿嶋神社では、その背後に磐座と思われる巨岩が露出している<sup>(33)</sup>。古代祭祀場としての有力候補地とすることができる。

また、五世紀前半の浜山玉づくり遺跡との関連も注目できる。これらのことは別稿で記した。すなわち筆者が比定する「神濟」の地には東海道の足柄坂や（古）東山道の碓氷峠と同様に古代の祭祀遺跡が伴う可能性が大きいのである<sup>(34)</sup>。

## おわりに

本稿では「神濟」の信濃川・阿賀野川河口域説を検討した。私見では論者が説く「神濟」と弥彦神との関わりは見いだせなかった。「神濟」は土地固有の地勢的特徴を表象している。従って、大宝2年の「越中四郡分割」による国境変更とは連動していないと思われる。荒井秀規説によればX地の「神濟」は弥彦神に由来するとされている。仮にそうであるならば、「越中四郡分割」によってX地の「神濟」がY地へと移動し、かつ弘仁10年には名ばかりになってしまったとするには、あまりにも弥彦神の土着性が脆弱であるといわざるを得ない。「神濟」は、神威の荒々しい土地の固有名詞であるだろう。信濃川・阿賀野川河口域説では、それらは大河ではあるが、越中宮崎の鹿嶋神社の海岸の「沖ノ島」などの岩礁に打ち寄せる波浪が見せる迫力はない。異様な音響を伴って「海面を白波が走る」現象は岡山県笠岡市の大飛島遺跡と砂洲でも認められる。大音響とともに具現する諏訪湖の御神渡りもまたしかりである。海中や湖中の依り代に神が音を成して降臨し、それが海上の道（『令義解』や『令集解』では「河」とする）を通して祭祀の場へと遷る。ここではそれを「神の水平来臨Ⅱ型」しておきたい。

ここに、「神濟」の所在について前稿の補論を試みた。筆者は文献史学については門外漢である。的外れな検討を行い、解決済みのことや基本的文献の遺漏もあると思われる。それらについて識者のご教示やご批判を頂ければ幸いである。末筆となったが多くのご教示を頂いた木本秀樹氏と、足柄峠の祭祀遺跡について文献を整えて頂いた坂詰秀一先生に厚く御礼を申しあげたい。

## 註

- (1) 藤田富士夫「越中国式内社『神度神社』と『神濟』の所在について」『人文社会科学研究所年報』No. 15 敬和学園大学 2017年, 149～164頁
- (2) 黒坂勝美・國史大系編修會編『新訂増補國史大系 令義解』吉川弘文館 1969年, 255頁。『令義解』は養老令の官撰注釈書であり、天長6年(829)から清原夏野らが勅命により編纂にあたり、天長11年(834)から施行された。本書の完成・施行により令文の解釈は確定し、他の解釈は許されない事となった。解釈は諸学者の注釈書を参考にして行われているが、特に「令釈」にもとづくところが多い(日本史広辞典編集委員会編「りょうのぎげ【令義解】」『日本史広辞典』山川出版社 1997年, 2230頁)。
- (3) 黒坂勝美・國史大系編修會編『新訂増補國史大系 令集解 後篇』吉川弘文館 1964年, 866～867頁。『令集解』は養老令の私撰注釈書であり、『令義解』の施行により、令文解釈は一定したが、これにより多くの学説がうずもれることを恐れた明法博士惟宗直本が集大成した。引用されている主な注釈書に「古記」「令釈」「跡記」「穴記」などがあり唯一の大宝令注釈である(日本史広辞典編集委員会編「りょうのしゅうげ【令集解】」『日本史広辞典』山川出版社 1997年, 2230頁)。
- (4) 青木和夫ほか校注「補注2 130」『続日本紀一 新日本古典文学大系12』岩波書店 1989年, 337～338頁
- (5) 筆者は(註1)で後者の境界域に近い「鹿嶋神社」とその海域を「神濟」とした。
- (6) 浅香年木『古代地域史の研究』法政大学出版局 1978年, 110頁
- (7) 荒井秀規「公式令朝集使条と諸国遠近制」『日本古代の地域社会と周縁』吉川弘文館 2012年, 75～98頁
- (8) 木本秀樹『越中の古代勢力と北陸社会』桂書房 2017年, 4～7頁
- (9) 註2・3を参照。
- (10) 日本史広辞典編集委員会編「りょうしゃく【令釈】」『日本史広辞典』山川出版社 1997年, 2228頁
- (11) 鐘江宏之「『国制』の成立」『日本律令制論集』上巻 吉川弘文館 1993年, 74頁
- (12) 小林昌二「日本古代のシナノとコシ」『新潟大学学術リポジトリ Nuar 佐渡・越後文化交流史研究』7巻 新潟大学大学院現代社会文化研究科 新潟大学人文学部プロジェクト佐渡・越後文化交流史研究 2007年, 11頁
- (13) 井上辰雄「令釈をめぐる二、三の問題」『令集解私記の研究』汲古書院 1997年, 108頁。神野清一「令集解『讚記』の性格分析」『令集解私記の研究』汲古書院 1997年, 195・204頁など。
- (14) 金子拓男「大化元年『越国奏上』についての検討」『古代王権と交流3 越と古代の北陸』名著出版 1996年, 168頁。
- (15) 伊藤博ほか校注『新潮日本古典集成 萬葉集四』95頁
- (16) 多田一臣訳注『万葉集全解5』筑摩書房 2009年, 297頁
- (17) 藤田富士夫「『万葉集』の「神之渡」を实景から探る」『考古学論究』第19号 立正

大学考古学会 2017年, 69～78頁

- (18) 彌彦神社編『彌彦神社』学生社 2003年, 13頁
- (19) 藤田治雄「彌彦神社」『日本の神々第8巻 北陸』白水社 1985年, 343～344頁
- (20) 彌彦山系は、双峰を有する。最高位を成す彌彦山頂（神剣山・標高634m）には彌彦明神の神廟が営まれており、その北東約1.2kmには多宝山（633.8m）がある。野積浜は、彌彦山頂の南西3～4kmに展開する砂丘帯である。彌彦神社は彌彦山の東方麓に鎮座しており、野積浜は彌彦山を間に挟んだ対極に位置する。
- (21) 岡眞須徳『彌彦郷土誌 彌彦神領史話』彌彦村教育委員会 1985年, 117頁
- (22) 註19, 344頁
- (23) 岡眞須徳『彌彦郷土誌 続 彌彦神領史話』彌彦村教育委員会 1989年, 30頁
- (24) 西蒲原郡教育会編『西蒲原郡志』名著出版 1973年, 1頁
- (25) 『日本歴史地名大系第15巻 新潟県』平凡社 1986年, 37頁。なお、第1図は井上鋭夫『県史シリーズ15新潟県の歴史』山川出版社 1984年 43頁を基に再編作成した。
- (26) 富岡要太郎編『彌彦神社叢書』彌彦神社社務所 1937年, 30～31頁
- (27) 註1に同じ。
- (28) 野本寛一『神と自然の景観論』講談社学術文庫 2011年, 182頁。同「御穂神社」『日本の神々第10巻 東海』白水社 1987年, 220～222頁。御穂神社社務所『三保大明神 御穂神社』パンフレット 2018年。
- (29) 野本寛一『神と自然の景観論』講談社学術文庫 2011年, 182頁。
- (30) 「古代国家の交通とミナトの神祭り」『神戸大学史学年報』第18号 神戸大学史学研究会 2003年, 45～46頁
- (31) 鈴木景二「越中国成立前後の諸問題」『古代の越中』高志書院 2009年, 66～69頁
- (32) 坂詰秀一「三. 相模・南足柄出土の墨書土器」『古代』第34号 早稲田大学考古学会 1960年, 153～156頁。同「足柄のみ坂」『万葉集の考古学』筑摩書房 1984年, 75～77頁
- (33) このことは鹿嶋神社の九里文子宮司と筆者とがかねてから想定し、筆者が「鹿嶋神社とその神域」と題して、『第3回翡翠フォーラム in 朝日町』（2017年9月24日）朝日町教育委員会・朝日町中央公民館・野外調査研究会主催、あさひコミュニティホールアゼリアを会場として口頭発表した。同様の所見は新潟県域の磐座を研究する山本肇氏からも寄せられた。
- (34) 藤田富士夫「古代越中・越後の国境と浜山玉つくり遺跡」『第3回翡翠フォーラム in 朝日町 古代人の心性と玉文化』朝日町教育委員会・朝日町中央公民館・野外調査研究会 2017年, 29～32頁